

6 月 定 例 会

指定管理者制度導入に係る条例改正は継続に

平成18年度から導入を予定している指定管理者制度に関する個別の条例改正案15件が市長から提出されましたが、結論を得るに至らず継続審査となりました。
市政一般質問では、16名の議員が市政全般について質問しました。

条

例

個人市民税の非課税措置が段階的に廃止されます

大村市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の改正に伴い、年齢65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人市民税の非課税措置が段階的に廃止されます。

経過措置として、平成18年度は、市民税の均等割と所得割に限り3分の2の減額、平成19年度については3分の1の減額、平成20年度からは全額賦課となります。

【問い合わせ】

税務課

(内線136)

福祉医療の対象が小学校就学前までに拡大されます

大村市福祉医療の支給に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の福祉医療費補助金交付要綱に基づく交付対象となる乳幼児の範囲は本年10月1日以降、従前の入院6歳未満の者、通院3歳未満の者から、入院、通院ともに小学校就学の始期に達するまでの者と拡大されることになりました。

大村市の場合、これまで市単独で上乘せをして、入院、通院ともに6歳未満の者を交付対象としていましたが、県の対象者の拡大に併せて小学校入学前までに拡大されます。

【問い合わせ】

福祉課

(内線460)

市長の政治倫理条例ができました

大村市長の政治倫理に関する条例

大村市議会では早くから政治倫理条例制定の機運が高まり、平成15年の年末以来、特別委員会で審議し、平成17年3月に特別委員会の報告書が提出され、同会期中に条例が成立しています。

この条例は、市長が市民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、政治倫理の確立と向上に努め、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的に制定されました。

大村市長の政治倫理に関する条例の概要については次のとおりです。

- 1 適用対象者
市長
- 2 政治倫理基準
地位を利用した公正を疑われる金品授受の禁止
市等が行う許可、認可、請負契約等に関し、特定の企業、団体等について有利な又は不利な取り計らいの禁止
政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附の受取りの禁止(市長の後援団体についても同様)

品位と名誉を損なうような行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもちたれるおそれのある行為の禁止

3 請負等に関する遵守事項

市長の配偶者、一親等の親族及び同居の親族並びにこれらの者が役員をしている企業は、市に対する請負その他の契約を辞退するよう努めなければならない。

辞退届

市長は、任期開始の日から30日以内に、責任をもって関係者及び関係企業の辞退届を提出せなければならない。

市長は、辞退届の提出状況を市民に公表する。

4 資産公開制度

市長の資産公開は、資産報告書等の作成・公開について、平成7年に「政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例」を制定し、既に制度化している。

資産公開制度は、政治倫理の確立のために欠くことができない大きな柱として位置付けられるため、今回、現行条例による制度を維持しつつ本条例に一本化するとともに、更に、現行の資産報告書等の作成・公開に加え、その記載内容について、政治倫理審査会による審査と、疑義がある場合の市民の調査請求の対象とし、更なる政治倫理の確立と制度の拡充を図る。

5 政治倫理審査会の設置

資産報告書等の記載内容の審査、市民の調査請求があった場合の調査等を行うため、市長の附属機関として、政治倫理審査会を設置する。

委員は、5人以内とし、優れた識見を有する者で構成

委員の任期は、2年

委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

会議は、原則公開とし、非公開とする場合は、委員3分の2以上の同意が必要

6 市民の調査請求権

請求事由等

市民は、次の事由について、これを証明する資料を添え、市長に調査を請求することができ

ア 資産報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるとき。

イ 政治倫理基準に違反する疑いがあるとき。

ウ 請負等に関する遵守事項に違反する疑いがあるとき。

請求要件

市民（有権者）50人以上の者の連署

政治倫理審査会への調査請求

市長は、市民の調査請求があったときは、政治倫理審査会に調査を求める。

調査報告書の公表

市長は、政治倫理審査会の調査報告を受けたときは、その内容を調査請求者に通知するとともに、市民に公表する。

7 市長が講ずべき措置

市長は、政治倫理審査会から資産報告書等に事実と異なる記載がある旨、政治倫理基準に違反している旨又は請負等に関する遵守事項に違反している旨の指摘がなされたときは、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。

8 問責制度

起訴後の説明会

市長は、刑事事犯による起訴後、引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会を開催し、市民に対して自ら説明をすることができ

有罪判決宣告後の説明会

市長は、刑事事犯により有罪判決の宣告を受け、引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会を開催し、市民に対して自ら説明をしなければならない。

説明会における市民の質問権

市民による説明会の開催請求権

ア 市民は、説明会において、質問することができる。

イ 市民は、起訴後の説明会

又は有罪判決宣告後の説明会が開催されないときは、起訴の日

又は判決の日から50日以内に、市民（有権者）50人以上の連署をもって、市長に対して説明会の開催を請求することができる。

有罪判決確定後の措置

市長は、刑事事犯により有罪判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、市政に対する市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。

【問い合わせ】

総務課

（内線211）

指定管理者制度導入は

継続審議に…

指定管理者制度とは

平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の管理に指定管理者制度が取り入れられました。この改正によって、公の施設の管理方法は、来年9月以降、地方公共団体による直営か指定管理者が行う管理かいずれかの方法によるなければならないとなります。

この制度の目的は、公の施設の管理・運営を広く民間に開放し、民間の能力やノウハウを幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの縮減を図ろうとするものです。

継続審議になった条例は、次の15件です。

大村市体育施設条例

大村市市民会館条例の一部を改正する条例

大村市地区コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例

大村市地区コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例

大村市体育文化センター条例の一部を改正する条例

大村市社会福祉センター条例の一部を改正する条例

大村市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

大村市中心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

大村市高齢者活動支援施設条例の一部を改正する条例

大村市療育支援センター条例の一部を改正する条例

大村市野岳湖公園条例の一部を改正する条例

大村市情報交流プラザ条例の一部を改正する条例

大村市牧場条例の一部を改正する条例

大村市漁港管理条例の一部を改正する条例

大村市火葬場条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市市営住宅条例の一部を改正する条例